

香港国家安全維持法の概要—曖昧な条文とその射程—(前編)

廣江 倫子 (大東文化大学国際関係学部)

Overview of the Hong Kong National Security Law: Ambiguous Texts and Their Range

Noriko HIROE

目次

- 1 はじめに
- 2 香港国家安全維持法の主な条文および問題点
 - (1) 香港国家安全維持法の目的
 - (2) 基本的人権保障の規定
 - (3) メディア・企業への影響
 - (4) 香港基本法 23 条との関係
 - (5) 国家安全維持委員会、警察・司法省の国家安全維持部門
 - (6) 4つの犯罪【以上、前編】
 - (7) 域外管轄権・遡及効【以下、後編】
 - (8) 警察の捜査権限
 - (9) 刑事裁判の変更点
 - (10) 国家安全維持公署
 - (11) 優越的地位
- 3 おわりに

1 はじめに

香港国家安全維持法は、中国全国人民代表大会常務委員会（以下、全人代常務委）が香港を対象として制定し、2020年6月30日香港時間午後11時から施行された。同法は、国家分裂、国家政権転覆、テロ活動、外国との結託の4つを犯罪とする。

同法の曖昧な規定と広範な適用事例は、自由な社会を一変させた。施行から1年余りにおいて、香港内部においては、著名な民主活動家達の相次ぐ逮捕・起訴・指名手配・亡命、香港の民主派新聞『アップル・デイリー』創業者黎智英（ジミー・ライ）らの逮捕・起訴、同紙廃刊などが生じた。国際社会においては、米中対立を加速させ、アメリカ香港自治法の制定、アメリカによる香港行政

長官ら香港の自治を抑制した人物への経済制裁、中国とイギリス、オーストラリア、カナダ、EUなどとの人権をめぐる激しい非難の応酬、ファイブ・アイズ諸国を中心とした諸外国と香港との犯罪人引渡条約の停止、イギリスの香港人向け新規ビザの創設などが生じている。「ごく少数」がターゲットと中国政府と香港政府が繰り返し主張してきた同法は、この他にも、教育からメディア、企業まで、また外国人への域外適用も規定されるなど、幅広い影響を及ぼし続けている。

「一国二制度」を規定する「憲法」である香港基本法の保障によって、香港では、イギリス統治時代に中国大陸とは隔離された状態で発展した、西洋型の政治・経済・社会システムが維持されてきた。むろん法律も例外ではない。香港法は、返還後もイギリス植民地由来のコモン・ロー（英米法）系に属している。このため、返還後も香港法は、中国法からは「自己完結したコモン・ロー系¹」として、中国法よりもむしろイギリスやカナダの判例、国際人権法、ヨーロッパ人権裁判所の判例といった比較法を積極的に受容し、法体系を確立してきた。返還以来、香港法はコモン・ロー適用諸国とともにとどまることなく発展を続けてきたのである。

しかし、2019年の逃亡犯条例改正案反対運動にともなう大規模な抗議活動を契機に発生した香港のガバナンス危機への対応として、中国が制定した香港国家安全維持法は、「中国政府の国家と主権を強調する新たな物語²」として、「香港法と香港基本法の幅広い局面を再構築³」し、そして、「暗黙の憲法改正⁴」となって、香港基本法およびそれが保障する香港のコモン・ロー体系に大きな風穴を空けている。

【表1】は、施行からの香港国家安全維持法の適用事例を示している。香港大学元教授・ウィルソン・センター研究員マイケル・デイビスが指摘するように、同法実施の結果、「香港の政治的に反対を表明するほぼ全ての人々が訴訟中であるか刑務所に収監されている⁵」。また、「現在までの大部分の香港国家安全維持法違反事件が、言論に関係している⁶」との指摘の通り、適用範囲は広い。

【表1】香港国家安全維持法の適用事例(2020年6月30日～2022年1月24日)

年月日	逮捕/指名手配他	対象者(括弧内は逮捕・指名手配時年齢)	内容	罪状(該当条文)
2020年7月1日	逮捕	唐英傑(23)ら10人(☆7月3日唐英傑のみ起訴)	デモにおいて「光復香港 時代革命」の文言が記された旗を所持、また同旗をたてたオートバイで警官隊に衝突し軽傷を負わせるなど	国家分裂扇動罪(21条)、テロ活動罪(23条) (※2021年7月27日第一審裁判所で无罪判決、7月30日量刑言い渡し、禁錮9年。 ※2022年1月13日、控訴取下げ。)
7月21日	逮捕	民主派区議会議員周偉雄	元朗白シャツ軍団襲撃事件1周年に際して、「光復香港 時代革命」などの文言が記載された紙を所持	国家分裂扇動罪(21条)
7月29日	逮捕	独立派団体「学生動源(Studentlocalism)」元代表鍾翰林(トニー・チュン)(19)ら4人	Facebook上で「香港共和国」の設立を目指すなど、中国からの「分裂を扇動した」疑い	国家分裂罪(20条)、国家分裂扇動罪(21条)
7月31日	指名手配	民主活動家羅冠聰(ネイサン・ロー)(28)(在イギリス)、元香港イギリス領事館職員鄭文傑(サイモン・チュン)(29)(在イギリス)、アメリカ市民朱牧民(サミュエル・チュウ)(42)(在アメリカ)、黃台仰(レイ・ウォン)(27)、劉康(ラウ・ホン)(19)、陳家駒(ウエイン・チャン)(30)	国家分裂を扇動し、外国と結託し国家安全に危害を加えた疑い(詳細不明)	国家分裂扇動罪(21条)、外国との結託罪(29条)

香港国家安全維持法の概要—曖昧な条文とその射程— (前編)

8月10日	逮捕・指名手配	「アップル・デイリー」創業者黎智英(ジミー・ライ)(71)(☆12月起訴)、黎智英の息子2人、黎智英のアメリカ人側近マーク・サイモン、民主活動家周庭(アグネス・チョウ)(23)、李宇軒(アンディー・リー)(☆3月24日起訴)ら10人	マネーロンダリングなど(詳細不明)	外国との結託罪(29条)
8月11日	指名手配	朱牧民(サミュエル・チュー)(42)(2回目)、劉祖迪(26)(在イギリス)	7月31日に同じ	国家分裂扇動罪(21条)、外国との結託罪(29条)
9月22日	逮捕	馬俊文(30)	商業施設において「光復香港 時代革命」、「香港独立」などのスローガンを唱えた	国家分裂罪(20条)、国家分裂扇動罪(21条)
9月24日	逮捕	香港理工大学学生呂世瑜(23)(☆起訴)、呂世瑜の母親(49)	インターネット上で香港独立、反共、勇武などの内容の声明を発表	国家分裂扇動罪(21条)
10月15日	逮捕	馬俊文(30)	商業施設において「香港独立」のスローガンを唱えた	国家分裂罪(20条)、国家分裂扇動罪(21条)
10月21日	逮捕	馬俊文(30)	同上	国家分裂罪(20条)、国家分裂扇動罪(21条)
10月27日	逮捕	鍾翰林(トニー・チュン)(19)、ヤニス・ホー(17)、ウィリアム・チャン(21)(☆同日、鍾翰林のみ起訴)	7月29日の逮捕以降も、政権転覆を扇動する投稿を含むFacebookを管理した	国家分裂扇動罪(21条) (※2021年11月23日、地区法院で有罪判決、禁固3年7カ月、うち、組織のおよび重大犯罪条例25条(1)、(3)違反での禁固も含む。)
10月28日	逮捕	馬俊文(30)	警察署の外で、鍾翰林を応援する目的で「香港独立」のスローガンを所持	国家分裂罪(20条)、国家分裂扇動罪(21条)
11月4日	逮捕	馬俊文(30)	「光復香港 時代革命」、「香港独立」などのスローガンを唱えた	国家分裂罪(20条)、国家分裂扇動罪(21条)
11月21日	逮捕	ラジオ番組司会者尹耀昇(52)(☆起訴)、尹耀昇の妻曾碧雲、尹耀昇のアシスタント利寶麗(51)(☆起訴)	台湾に逃れたデモ参加者のために資金調達を行った	国家分裂金銭援助罪(21条)
11月22日	逮捕	馬俊文(30)(☆起訴)	商業施設において「香港独立」などのスローガンを唱えた	国家分裂罪(20条)、国家分裂扇動罪(21条)(※2021年10月25日、地区法院で有罪判決、11月11日、量刑言い渡し、禁固5年9カ月。)
12月7日	逮捕	陳易舜(24)ら8人	香港中文大学卒業式において「光復香港 時代革命」などのスローガンを唱えた	国家分裂扇動罪(21条)
12月27日	指名手配	前立法會議員許智峯(テッド・ホイ)(38)ら、梁頌恒(34)ら(一部の指名手配者の詳細は不明)	国家分裂を扇動し、外国と結託し国家安全に危害を加えた疑い	国家分裂扇動罪(21条)、外国との結託罪(29条)
2021年1月6日	逮捕	元香港大学准教授戴耀廷(ベニー・タイ)(56)、元立法會議員區諾軒(33)、岑子杰(ジミー・シャム)ら55人(☆47人起訴)	2020年9月実施予定の立法会選挙において、民主派が過半数を獲得するための立候補者調整として同年7月に予備選挙を実施した	国家政権転覆共謀罪(22条)
1月7日	逮捕	民主活動家黄之鋒(ジョシュア・ウォン)(24)ら2人(☆起訴)	同上	国家政権転覆罪(22条)
1月上旬	インターネットアクセスの遮断	香港ブロードバンドネットワーク(香港の大手通信会社)	香港警察が、ウェブサイト「HKClonicles」(2019年の逃亡犯条例改正案反対抗議活動に関する情報を掲載)へのアクセスを無効にするよう要請した	警察権限の強化(43条)にもとづく実施細則附属文書4(警察の情報削除要請権限)
1月29日	逮捕	3人	2020年11月21日尹耀昇らの逮捕に関連	国家分裂金銭援助罪(21条)
2月4日	教育局の通達	香港の学校	国家安全の維持に関する学校運営と教育に関するガイドライン、国家安全教育カリキュラムにおける実施手段及び学習・教育教材の詳細について	学校などに対する宣伝、指導、監督および管理(9条)、学校などに対する国家安全教育の展開(10条)
2月5日	陪審員除外の証明書発行	唐英傑	テレサ・チェン司法長官が、唐英傑の裁判で、陪審員を除外するよう指示する証明書を発行した	陪審員の除外(46条)
2月17日	逮捕	バラリーガル陳梓華(29)(☆起訴)	黎智英らとともに、李宇軒らの台湾亡命を幫助し、中国と香港に対する制裁を外国政府に要請した	外国との結託罪(29条)、外国との通謀罪(30条)
2月19日	逮捕	香港中文大学学生(19)	2020年11月の香港中文大学で行われたデモ参加に関して再逮捕	国家分裂扇動罪(21条)
3月2日	逮捕	ネクスト・デジタル前常務取締役丁家裕(61)	2020年8月10日の黎智英逮捕に関連して	外国との結託罪(29条)
4月30日	逮捕	男性(28)、女性(22)	2020年9月24日の呂世瑜逮捕に関連して	国家分裂扇動罪(21条)

大東文化大学紀要〈社会科学編〉第60号(2022)

5月2日	逮捕	中学生ら5人	ソーシャルメディア上に、転覆にあたるコメントを発表および自宅に香港独立に関するスローガンが記載された横断幕などを所持した	国家分裂扇動罪(21条)、国家政権転覆罪(22条)
5月14日	財産差押	黎智英	保安局長が、「犯罪に関連する財産」として、黎智英の資産約5億香港ドルの差押(銀行口座預金およびネクスト・デジタル社株)を書面で通知した	警察権限の強化(43条)にもとづく実施細則附属文書3(司法省長官、保安局局长および警察官の財産凍結、没収などの権限)
5月24日	ウェブサイトの遮断要請	Wix(イスラエルのウェブ運営会社)	香港警察が、2021年3月に発表された羅冠聡ら海外に逃れた香港民主派が作成した「2021香港憲章」の閉鎖を要請した	警察権限の強化(43条)にもとづく実施細則附属文書4(警察の情報削除要請権限)
6月6日	逮捕	女性(47)、男性(17)(☆二人とも起訴)	香港独立を呼びかけるチラシを作製	国家安全を脅かす犯罪の防止、抑止および懲罰(42条)
6月11日	映画検閲	香港で公開される映画	映画検閲条例の改正ガイドラインに、国家分裂、転覆、テロ、外国との結託を支持や扇動、美化するなどの映画の不許可が記載	権利行使および自由の制限(2条)、国家安全を脅かす行為・活動の防止など(3条)、国家安全を脅かす行為・活動への従事の禁止(6条)
6月17日	逮捕	『アップル・デیلیー』編集局長羅偉光(ライアン・ロー)(47)ら幹部5人(☆羅偉光、張劍虹の2人が起訴)(☆7月21日、陳沛敏(51)前副社長起訴)	2019年以降に発表された30本以上の記事において、香港と中国への制裁を外国に呼び掛けた疑い	外国との結託罪(29条)
6月18日	起訴 財産差押	『アップル・デیلیー』関連3社(Apple Daily Co. Ltd., Apple Daily Printing Co. Ltd., Apple Internet Co. Ltd.)(☆全て起訴)	同上 『アップル・デیلیー』と関連会社の資産のうち計1800万香港ドル相当を凍結	外国との結託罪(29条)、警察権限の強化(43条)にもとづく実施細則附属文書3(司法省長官、保安局局长および警察官の財産凍結、没収などの権限)
6月23日	逮捕	『アップル・デیلیー』の社説を執筆する主筆楊清奇(55)(☆7月21日、起訴)	同上(記事において香港と中国への制裁を外国に呼びかけた疑い)	外国との結託罪(29条)
6月26日	逮捕	『アップル・デیلیー』主筆および英文版『アップル・デیلیー』の執行編集長馮偉光(57)(☆7月21日、起訴)	同上	外国との結託罪(29条)
7月5日	逮捕	香港バプテスト大学職員とその中学校職員の妻および中学生ら「光城者(Returning Valiant)」のメンバー男女9人(☆うち、6人が起訴)	繁華街、裁判所および海底トンネルなど交通網を爆破するテロ計画を準備した	テロ活動罪(23条)
7月12日	逮捕	男子生徒(15、19)2人、建設作業員(28)、不動産関係者(37)、女子高校生(17)の男女5人	7月5日の逮捕に関連して	テロ活動罪(23条)
7月16日	捜査	香港大学学生会およびキャンパスメディアの事務所	7月1日に警察官(28)を刺した後自殺した男性(50)に、7月7日、香港大学学生会が32人の出席者のうち30人の多数で動議を可決し、犠牲への感謝と深い悲しみを表明し、テロ活動を宣揚・扇動した疑い	テロ活動の宣揚・扇動(27条)
7月21日	逮捕	『アップル・デیلیー』元執行編集長林文宗(51)(☆起訴)	6月17日に同じ	外国との結託罪(29条)
8月18日	逮捕	香港大学学生会会長郭永皓(チャールズ・コック)(20)、張敬生(キンソン・チェン)(19)、杜林丞亨(クリス・トドロフスキ)(18)、容頌禧(アンソニー・ユン)(19)の4人(☆全員起訴)	7月16日に同じ	テロ活動の宣揚・扇動(27条)
8月25日	情報開示請求	香港市民支援愛国民主運動連合会(支連会)の幹部12人	香港警察から、メンバーリスト、財務報告書および活動情報などの情報提供を要求する手紙が送付された	警察権限の強化(43条)にもとづく実施細則附属文書5(保安局局长および警察長官の外国または台湾の政治組織・代理人に情報提供を要請する権限)
8月25日	情報開示請求	中国維権律師關注組(China Human Rights Lawyers Concern Group)(香港のNPO)	香港警察から、関連情報(詳細不明)の提供を要求する手紙が送付された	警察権限の強化(43条)に基づく実施細則附属文書5(保安局局长および警察長官の外国または台湾の政治組織・代理人に情報提供を要請する権限)
9月1日	情報開示請求	612人道支援基金、真普選連盟の管財人ら10人以上	裁判所命令にもとづいて、寄付者や使途の情報などの情報提供が求められた	警察権限の強化(43条)にもとづく実施細則附属文書7(警察官の情報提供および資料作成を要請する権限)

香港国家安全維持法の概要—曖昧な条文とその射程— (前編)

9月8日	逮捕	支連会副主席鄭幸彤 (36) ら幹部4人	8月25日の情報開示請求を拒否し、香港警察に情報を提供しなかったため	警察権限の強化 (43条) にもとづく実施細則附属文書5 (保安局局长および警察長官の外国または台湾の政治組織・代理人に情報提供を要請する権限)
9月9日	逮捕	支連会幹部徐漢光 (72)	同上	警察権限の強化 (43条) にもとづく実施細則附属文書5 (保安局局长および警察長官の外国または台湾の政治組織・代理人に情報提供を要請する権限)
9月9日	逮捕	支連会および同主席李卓人、副主席何俊仁 (アルバート・ホー)、同鄭幸彤ら幹部3人 (☆全員起訴)	中国憲法によって確立された中国の基本制度を打倒し、破壊することなどを提唱し、これを他人に扇動した疑い	国家政権転覆扇動罪 (23条)
9月9日	資産凍結、押収	支連会が保有する資産(約220万香港ドル)の凍結、「六四博物館」のロゴやパソコン、宣伝文書などの押収	同上	警察権限の強化 (43条) にもとづく実施細則附属文書3 (司法省長官、保安局局长および警察官の財産凍結、没収などの権限)
9月10日	要請	支連会のウェブサイト、Facebook、Instagram、YouTubeチャンネル、ツイッターアカウント	香港警察が特定のメッセージの削除を要請した (9月16日に閉鎖)	警察権限の強化 (43条) にもとづく実施細則附属文書4 (警察の情報削除要請権限)
9月15日	事業凍結	ネクスト・デジタルの子会社、アップル・デイリー・プリンティング	クリス・タン保安局局长が、香港国家安全維持法犯罪に関連する資産であるため、事業凍結を命令した	警察権限の強化 (43条) にもとづく実施細則附属文書3 (司法省長官、保安局局长および警察官の財産凍結、没収などの権限)
9月20日	逮捕・指名手配	学生団体「賢學思政 (Student Politics)」代表の王逸戰 (20)、秘書長の陳積森 (20) ら学生3人 (☆全員起訴)、黃沅琳 (アリス・ウォン) (19) を指名手配	路上のブースやソーシャルメディアを通じて、2019年6月12日の抗議活動2周年を記念するイベントに参加するなどを呼びかけ、また刑務所の同じ立場の受刑者にM & Mチョコレートなどの物資を差し入れたり、政府のコロナ追跡アプリを使用しないように人々に促したりなどしたため、中国の基本制度を打倒したり弱体化させる行為を扇動したり、「中国の中央権力または香港権力を弱体化させる行為を扇動した疑い	国家政権転覆扇動罪 (23条)
9月21日	逮捕	「賢學思政」スポークスウーマン黃沅琳 (アリス・ウォン) (19) (☆起訴)	同上	国家政権転覆扇動罪 (23条)
9月28日	逮捕	「光城者 (Returning Valiant)」に所属する女子生徒 (15)、阮嘉謙 (16)、梁灝允 (16)、蔣周政儒 (16)、郭文希 (18)、店主の蔡永傑 (20)、販売員の陳右津 (25) の7人 (☆全員起訴)	2021年1月10日から5月6日の間に、中国および香港政府の転覆を扇動した疑い	国家政権転覆共謀罪 (23条)
9月29日	資産凍結	支連会が保有する資産全て (「六四記念館」を含む) を凍結	9月9日に同じ	警察権限の強化 (43条) にもとづく実施細則附属文書3 (司法省長官、保安局局长および警察官の財産凍結、没収などの権限)
10月27日	映画検閲	香港において公開される映画	立法会が「映画検閲 (改正) 条例案2021 (Film Censorship(Amendment) Bill 2021) を可決、「映画検閲 (改正) 条例2021 (Film Censorship(Amendment)Bill 2021, Cap.392) が施行された 映画検閲官が国家安全違反である映画の上映を禁止、無許可上映の場合、最大で懲役3年、罰金100万香港ドル	権利行使および自由の制限(2条)、国家安全を脅かす行為・活動の防止など(3条)、国家安全を脅かす行為・活動への従事の禁止 (6条)
12月29日	捜査	民主派オンライン新聞『立場新聞 (Stand News)』	香港警察が、『立場新聞』を捜査し、関連資料を押収した	警察権限の強化 (43条) にもとづく実施細則附属文書1 (警察の証拠捜査権限)

(出所) 筆者作成。

香港国家安全維持法の施行時には、広く香港内外で研究や報道が行われた。しかし、施行直後のため、判例がなく、条文の整理といった平面的な分析にとどまっている。香港国家安全維持法制定直後には、条文分析が各国で相次いだ。たとえば、アメリカではスーザン・ローレンスらの研究⁷が早く、香港では、香港大学法学部元学部長かつ著名な民主派弁護士の陳文敏（ジョハネス・チャン）⁸、同元法学部長で代表的な親中派法学者の陳弘毅（アルバート・チャン）⁹他、現在の同法学部長で中国大陸出身の民主派法学者の傅華倫¹⁰らの研究がある。その他に、日本だけでも、枚挙に暇がない¹¹。

しかし、施行後の運用を適用事例・判例分析から踏まえた研究成果は限定的である。中国では、北京大学法学院教授・全人代常務委香港基本法委員会委員の饒戈平の研究¹²などがあるが、中国の香港法研究は判例分析を欠く。香港では香港大学法学部研究員の朱含の研究¹³や同准教授陳秀慧（コーラ・チャン）の研究¹⁴、アメリカではマイケル・デイビスの研究¹⁵があるが、急速に裁判例が累積し、香港国家安全維持法の全容が確定していくなかで、いずれも最新の判例には対応できていない。国内では筆者の共編著¹⁶の各論文が唯一判例にも言及しているが、校了の関係で、2021年2月上旬までしか追えていない。このため、2021年2月上旬以降の適用事例・判例を分析する必要性を感じた。

施行後1年強の判例の蓄積は、同法の正確な全容を浮かび上がらせつつある。本稿では、香港国家安全維持法の主な条文および問題点を、条文の整理に留まらず、施行後の運用、判例を掘り下げることで、立体的に明らかにすることを目的とする。次節の構成は以下の通りである。(1) 香港国家安全維持法の目的、(2) 基本的人権保障の規定、(3) メディア・企業への影響、(4) 香港基本法23条との関係、(5) 国家安全維持委員会、警察・司法省の国家安全維持部門、(6) 4つの犯罪、(7) 域外管轄権・遡及効、(8) 警察の捜査権限、(9) 刑事裁判の変更点、(10) 国家安全維持公署、(11) 優越的地位。なお、判例、事例は、前編においては2021年12月14日までを分析対象としている（【表1】については、2022年1月24日まで）。

2 香港国家安全維持法の主な条文および問題点

本節では、香港国家安全維持法の主な条文およびその問題点を、施行後の運用、判例を踏まえて、明らかにする。【表2】は香港国家安全維持法の構成を示している。香港国家安全維持法は6章66カ条から構成される。

【表2】香港国家安全維持法の構成

第1章 総則（1～6条）
第2章 香港特別行政区における国家安全維持の職責および機構
第1節 職責（7～11条）
第2節 機構（12～19条）
第3章 犯罪行為および処罰
第1節 国家分裂罪（20～21条）
第2節 国家政権転覆罪（22～23条）
第3節 テロ活動罪（24～28条）
第4節 外国または大陸外勢力との結託による国家安全危害罪（29～30条）
第5節 その他の処罰規定（31～35条）
第6節 効力範囲（36～39条）
第4章 事件の管轄、法律の適用および手続（40～47条）
第5章 中央人民政府が香港特別行政区に駐留する国家安全維持機構（48～61条）
第6章 附則（62～66条）

(1) 香港国家安全維持法の目的

香港国家安全維持法は、国家安全を維持し、4つの犯罪（国家分裂、国家政権転覆、テロ活動、そして外国あるいは大陸外¹⁷の勢力と結託して国家安全に危害を与える犯罪）の防止、制止および処罰を目的とする（1条）。

(2) 基本的人権保障の規定

総則には、意外にも基本的人権の保障が規定される。すなわち、4条で、香港基本法、自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）および社会権規約（経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約）が保障する、言論・報道・出版の自由、結社・集会・行進・デモの自由を含む、権利と自由が保護されることが明記される。さらに、法治原則、罪刑法定主義、無罪推定、弁護権などの香港法でも保障される訴訟上の権利、一事不再理の原則の保障が明記されているのである（5条）。

しかし、香港基本法と香港国家安全維持法には矛盾する規定が多い。たとえば、香港の法廷弁護士¹⁸の団体であるバリスタ協会の指摘がある¹⁹。

では、香港国家安全維持法は、香港基本法の違憲審査の対象になるのだろうか。

まず、香港国家安全維持法は、香港法が同法と矛盾する場合には、同法が適用される（62条）と、同法の優先適用を規定している。しかし、この条文からは、香港基本法との関係は明らかでない。

次に、香港国家安全維持法施行前後より、親中派重鎮の香港基本法委員会副委員長・全人代香港代表の譚惠珠（マリア・タム）らが「香港法院は全国性法律の違憲審査を行えない」²⁰などと発言し、また裁判で政府側も同様の見解を主張するなど²¹、全人代常務委の制定した同法は、違憲審査の対象となり得ないとの主張が、親中派・政府側には根強かった。

ついに、2021年2月、黎智英の保釈をめぐる判断で、香港国家安全維持法は、香港基本法および自由権規約違反に問えない、すなわち違憲審査ができない、との判断が終審法院において確定した²²。終審法院は、全人代・全人代常務委における香港国家安全維持法の制定過程を詳しく述べたのち、全人代・全人代常務委の立法行為であるため、同法は、香港において違憲審査の対象にならないと述べた。しかし、こう捉えると、上述した香港国家安全維持法が規定する基本的人権の保障の実効性には大きな疑問が残る²³。

(3) メディア・企業への影響

①メディア

9条は、メディアなどに対する香港政府の宣伝、指導、監督および管理の強化を規定している。

香港国家安全維持法施行1年足らずで、『アップル・デイリー』は、廃刊することになった。外国との結託(29条)容疑で、黎智英ばかりか、編集局長ら幹部が逮捕・起訴され、43条の警察権限強化のための実施細則にもとづいて、ネクストデジタルの株式および関連3社と黎智英の銀行口座が凍結された²⁴。編集局長らの逮捕容疑は、2019年以降に30本以上の記事において、中国・香港への制裁を外国に求めたこととされた。この結果、特定の記事が、香港国家安全維持法違反とみなされ、執筆者が逮捕される可能性があり、また同法施行以前の記事も対象になることがわかった。また、警察は具体的にどの記事が逮捕につながったのか、明らかにしていない。

陳文敏は、警察が逮捕の「不明確な」根拠を挙げたことから、香港のメディア間で自己検閲の増加につながる懸念を高めたと指摘する²⁵。また、香港ジャーナリスト協会会長楊健興(クリス・ヨン)は「メディアに対する萎縮効果」ばかりか、「マスコミは取材メモの安全を保証できない」恐れがあり、今後「人々は、マスコミへの情報提供を控えるだろう」と批判している²⁶。

『アップル・デイリー』廃刊の直後には、民主派の香港ネットメディア『立場新聞』が、香港国家安全維持法違反での捜査を恐れ、2021年5月以前に掲載したブログや読者からの投稿などの評論を当面の間すべて削除すると発表し、自主的に文章の削除を始めた²⁷。

②企業

31条は、企業などの犯罪には罰金刑が言い渡され、営業の一時停止、許可書・営業許可書の取り消しが行われることを規定している。31条にもとづく事例はまだないが、これまでに、企業を対象とした措置としては、43条の警察権限強化のための実施細則にもとづいて、香港内外の企業への特定ウェブサイトへのアクセスの遮断要請や、財産差押が行われている。

2021年7月、アメリカ国務省・商務省・国土安全保障省・財務省は連名で、「香港におけるビジネスリスクの考慮事項」とするアドバイザリー文書を発表している。そこでは、香港国家安全維持法の施行によって香港法や規制が変更されたため、以下の4つのリスクが高まっており、香港でビジネスを行う企業や個人に悪影響を及ぼす可能性が指摘されている。(i) データプライバシーに関するリスク、(ii) 情報の透明性とアクセスに対するリスク、(iii) アメリカが制裁発動した個人や団体と関係を持つことでアメリカ法にもとづく処罰が科されるリスク、(iv) アメリカなどの制

裁を遵守する企業に対する中国の報復リスク²⁸。

(4) 香港基本法 23 条との関係

香港基本法 23 条は、香港が国家安全に関する法律を「自ら制定」しなければならないと規定する (23 条立法)。そして、23 条立法が、香港社会の長年の反発から制定できなかったことに、香港国家安全維持法制定の遠因がある。

23 条立法は、①反逆、②国家分裂、③反乱扇動、④中央人民政府転覆、⑤国家機密窃取、⑥外国の政治的組織または団体の香港特別行政区における政治活動、⑦香港特別行政区の政治的組織または団体の外国の政治的組織または団体との関係樹立、の 7 つの犯罪を対象とする。香港国家安全維持法と重複する犯罪は、分裂、転覆の 2 つである。

香港国家安全維持法の犯罪は、規定が曖昧で射程が広いため、香港の国家安全すべての分野を実質的にカバーしているように見える。しかし、7 条は、「香港基本法に定める国家安全を保護するための法律をできるだけ早期に成立させ」なければならないと定め、このため、23 条立法も、将来制定されるものと見られる。この点、政府関係者の発言が相次ぎ、たとえば、2021 年 7 月に、保安局局長は 23 条立法の進捗状況を質問されて、「本立法年度に必ずしも達成できないかもしれないが、できるだけ早く行う」と答えている²⁹。また、同月、北京での鄭若驊 (テレサ・チェン) 司法長官と中国公安部部長趙克志との会談後、趙克志が「国家安全の保護に関する立法作業の改善において香港政府を支援」するとの声明を発表している。中国公安部は全人代常務委とともに香港国家安全維持法の起草に緊密に協力していたことが報道されている³⁰。

(5) 国家安全維持委員会、警察・司法省の国家安全維持部門

香港内には、国家安全維持委員会 (以下、委員会) が新設された。委員会は、香港の国家安全維持事務を担当し、国家安全維持に関する主要な責任を負い、中央政府の監督および問責を受ける (12 条)。委員会は、行政長官が議長を務め、行政長官司長、財務長官など主要閣僚を構成員とする (13 条)。委員会の活動情報は公開されず、決定は、司法審査の対象にならない (14 条)。委員会は中央委員会政府から指名派遣される国家安全事務顧問を置き、同事務顧問は、委員会に出席し助言する (15 条)。また、委員会には、2021 年 3 月の香港選挙制度改革で新設された立候補者の資格審査委員会に対して、警察の情報にもとづき不適格者を指摘する権限が与えられている。

こうして、行政長官を議長とし主要閣僚を構成メンバーに据え、かつ中央政府が指名派遣した国家安全事務顧問が助言をする委員会の新設により、香港の国家安全問題に対する中国の存在感がいつそう高まった。

とりわけ問題視されたのが、委員会の決定を司法審査から除外する規定である。林鄭月娥 (キャリー・ラム) 行政長官は、同法の規定により委員会の職務は秘密と主張するが、少なくとも裁判所は委員会の権限超越を判断し得るとの見解もあり³¹、今後、裁判で争われた際の判断が注目される。

警察と司法省には国家安全維持部門が新設された (16 条、18 条)。香港国家安全維持法関係の事

件は、この部門が捜査・起訴を担当する。また、後述するように、警察権限が大幅に強化された(43条)。

(6) 4つの犯罪

香港国家安全維持法が規定する4つの犯罪(国家分裂罪、国家政権転覆罪、テロ活動罪、外国との結託罪)の規定に共通するのが、「曖昧な文言³²」である。以下、詳しく検討するように、条文の射程は広く曖昧で、どこまでが犯罪に該当するのかは分かりにくい。国連特別報告者も、条文の広い射程に懸念を表明している³³。さらに、マイケル・デイビスは、4つの犯罪は、「国家安全に対する差し迫った脅威を基本的人権制限の要件としている国際人権保障基準を遵守していない³⁴」ことを批判している。以下、4つの犯罪を検討する。

①国家分裂罪

20条によると、国家の分裂、国家統一の破壊を目的とした以下の行為を、武力を用いたかどうか、または武力をもって威嚇したかどうかを問わず、組織し、画策し、実施し、または実施に関与した場合に、国家分裂罪になる。

- (i) 香港または中国のその他いずれかの一部を中国から分離させること
- (ii) 香港または中国のその他いずれかの一部の法的地位を違法に変更すること
- (iii) 香港または中国のその他いずれかの一部を外国の統治に移し帰属させること

刑罰は以下が規定される³⁵。主要な者あるいは情状が重大な者は、終身刑または10年以上の有期懲役に、積極的に参加した者は、3年以上10年以下の有期懲役に、その他の参加者は、3年以下の有期懲役、拘置、労働センター送致、教育施設送致あるいは社会奉仕命令か感化院入院に処せられる。

さらに、21条は、国家分裂の扇動、ほう助、教唆、金銭などの援助について規定する。情状が重い場合には、5年以上10年以下の有期懲役に、軽微な場合には、5年以下の有期懲役、拘置、労働センター送致、教育施設送致あるいは社会奉仕命令か感化院入院に処せられる。

特筆すべきは、この国家分裂罪と次に説明する国家政権転覆罪が暴力を伴わない表現をも、犯罪とすることである。この点、国際的な批判が強い³⁶。

香港政府は香港国家安全維持法施行翌日に、「光復香港 時代革命(Liberate Hong Kong Revolution of our times)」などのスローガンの表示または所持は、独立支持の表現として、同法違反とする声明を発表し³⁷、逮捕者が相次いだ。ただ、同法施行後も、スローガンは、天安門事件記念日や『アップル・デイリー』最終発行日などに集まった香港住民から唱えられてはいる。

はたして、スローガンを唱えたり、所持することが違法になるのだろうか。2021年7月27日には、スローガンの違法性について、初めての司法判断が下された³⁸。この事件は、香港国家安全維持法施行翌日に、「光復香港 時代革命」のスローガンが記載された旗をオートバイに立てて、3人の警察官に衝突し負傷させた元飲食店従業員唐英傑が、国家分裂扇動罪とテロ活動罪で起訴されたも

のである(唐英傑事件)。第一審裁判所で、スローガンは香港国家安全維持法違反と判断され³⁹、スローガン所持に関して、禁固6年の重刑が下された⁴⁰。

唐英傑事件では、審理は、「光復香港 時代革命」の意味についてもつばら費やされた。政府側の専門家の嶺南大学副学長劉智鵬と被告人側の香港大学教授李詠怡(イライザ・リー)、香港中文大学所長李立峯(フランシス・リー)が証言し、スローガンの解釈が1つしかないのか、つまり、香港を「敵(中国)」の支配から回復または解放し、中国・香港政府を打倒することによって「時代」に変化を引き起こすのか、それとも国家分裂を主張するかどうかははっきりせず、スローガンは別の意味をも持つのかどうか焦点となった。

裁判官は、スローガンが「旗を表示することの自然かつ合理的な効果として」、「(香港返還記念日かつ香港国家安全維持法施行翌日という)事件の特定の状況において」、表示されたことは、国家分裂罪のために他人を扇動することができるかと判断し、国家分裂扇動罪が認められた⁴¹。

香港問題などに強硬な立場をとることで知られる北京航空航天大学准教授の田飛龍は、判決に賛成し、国家分裂扇動は本質的に重大な犯罪であり、判決は社会全体にとって「教育的意義」を持っていたと述べる⁴²。しかし、マイケル・デビスは、裁判所が「抗議で旗を掲げただけ」で、抗議した者に禁固6年を科すことは「明らかに過剰」であるとし、「将来、抗議者は、反対意見を表明するために厳しい圧力を受けるだろう」⁴³と懸念を示した。

さらに、判決では、人権保障への言及がなかった点が注目された。香港では、自由権規約の域内継続適用を規定した香港基本法39条ばかりか、香港国家安全維持法4条にも基本的人権保障の規定がある。だが、判決では、人権保障には全く触れられていない。マイケル・デビスは、「世界的に、国家安全保障事件に言論の自由が関係する場合、人権に対して注意が払われることを考えると異常だ」と批判する⁴⁴。

②国家政権転覆罪

22条によると、武力、武力の威嚇使用またはその他の違法な手段によって、国家政権の転覆を目的とした以下の行為を、組織し、画策し、実施し、または実施に関与した場合が、国家政権転覆罪に当たる。

- (i) 中国憲法により確立された中国の基本制度を打倒し、破壊すること
- (ii) 中央政権機関または香港政権機関を打倒すること
- (iii) 中央政権機関または香港政権機関の法にもとづく職務の履行を著しく妨害し、阻害し、破壊すること
- (iv) 香港政権機関の職務履行場所およびその施設を攻撃し、破壊し、その正常の職務の履行を不能にすること

刑罰は以下が規定される。主要な者または犯罪に重大な責任を負う者は、終身刑または10年以上の有期懲役に、積極的に参加した者は、3年以上10年以下の有期懲役に、その他の参加者は、3年以下の有期懲役または拘置、労働センター送致、教育施設送致あるいは社会奉仕命令か感化院入

院に処せられる。

さらに、23条は、国家政権転覆の扇動、協力、教唆、金銭などの援助を犯罪とする。

国家政権転覆罪の射程も広い。たとえば、バリスタ協会副会長葉巧琦（アニタ・イップ）は「メディアの厳しい批判や政府敷地外で住民が人間の鎖を形成することが国家政権転覆罪にあたるのか」などと問題提起している⁴⁵。

2020年7月に民主派が実施した予備選挙が、国家政権転覆罪に問われている。民主派は、同年9月に実施予定だった立法会選挙（コロナ渦を理由に延期）において過半数獲得を目指し、候補者を調整するための予備選挙を行なった。だが、その目的が、過半数を獲得した立法会で予算案を否決し、香港基本法52条⁴⁶の規定にのっとって、行政長官を辞任に追い込むことなどであったため、国家政権転覆罪に該当するとされた。2021年1月に主催者ら55人が逮捕、その後、47人が起訴され、公判を待っている。

予備選挙に対して、早くも実施段階で中国・香港政府が批判していた。たとえば、香港マカオ弁公室スポークスマンは、「香港の選挙に対する違法な操作であり、香港基本法と香港国家安全維持法に対する露骨な挑戦である」とし、主催者の一人、香港大学元准教授戴耀廷（ベニー・タイ）を「外国勢力の政治的代理人」として、香港に「カラー革命を浸透させ、転覆活動の拠点に変えようとしている」と批判していた⁴⁷。対して、戴耀廷は「国家政権転覆とするのはばかげている」、「香港基本法の文言を無視している」などと反論していた⁴⁸。

結局、戴耀廷は逮捕・起訴された。マイケル・デイスは、「彼（戴耀廷）は、世界中の民主主義国家で認められ、一部では公的に支援さえされている行為によって、数年ぶりに刑務所に送られる可能性が高い。人権や民主主義のキャンペーンはそうした扱いを引き起こすものなのか」と疑問を投げかける⁴⁹。

③テロ活動罪

24条によると、政治的主張の実現を図るため、中央政府、香港政府もしくは国際組織を脅迫し、または公衆を威嚇することによって、深刻な社会危害をもたらすまたはそれを企図する以下の行為を組織し、画策し、実施し、参加し、または実施に関与した場合が、テロ活動罪に当たる。

(i) 人に対する深刻な暴力

(ii) 毒害性、放射性、伝染病病原体などの物質を爆発させ、放火し、または投擲すること

(iii) 交通手段、交通施設、電気設備、ガス設備またはその他の可燃性可爆性設備を破壊すること

(iv) 水道、電気、ガス、交通、通信、ネットワークなどの公共サービスおよび管理に係る電子制御システムを著しく妨害し、破壊すること

(v) その他危険な方法をもって公衆の健康または安全を著しく脅かすこと

刑罰は以下が規定される。人に重傷を負わせ、死亡させ、または公私の財産に重大な損失を与えた場合は、終身刑または10年以上の有期懲役に、その他の場合には、3年以上10年以下の有期懲

役に処せられる。

さらに、25条は、テロ活動組織を組織し、指導した場合を、26条は、テロ活動のほう助、準備を、27条は、テロリズムの宣揚、テロ活動の実施の扇動を規定する。

前述した唐英傑事件で、初めてテロ活動罪も認められた。事件では、被告人がオートバイで警察の停止線を超えて、3人の警官に衝突し軽傷を負わせた行為が、「香港の法と秩序の象徴である警察に対する意図的な挑戦」で、「公共の安全を深刻に危険にさらす危険な活動」であり、「政治的目的のために、住民を脅迫することを視野に入れにこれらの行為を行った」とされ、テロ活動罪が認定された⁵⁰。しかし、マイケル・デイビスは、国際法においてテロリズムとは、「国民に大きな恐怖を引き起こすという要素をとともうが、これは論点にならなかった」と問題点を指摘する。すなわち、被告人は「大きな陰謀の一端を担いでいたわけではなく、単純に若気の至りから、抗議で注目を集めようとした若者」にすぎなかった。今後はこうした若気の至りで取った行動が、重大なテロにすり替えられ、起訴されることに懸念を示す⁵¹。

2021年7月1日には、豆乳で有名な香港飲料会社ビタソイ（維他奶）の従業員の男が繁華街で警察官をナイフで刺し、直後に自殺する事件が発生した。男の自宅メモには、警察への憎悪や香港国家安全維持法への反対などが記されていた⁵²。この事件に対し、香港大学学生会が、男に犠牲への感謝と深い悲しみを表明する声明を発表したため、直後に同学生会が捜査の対象となり、会長ら4人がテロ活動の宣揚罪で逮捕・起訴、裁判を待っている。

④外国または大陸外勢力との結託による国家安全危害罪（外国との結託罪）

29条によると、外国もしくは大陸外の機関、組織、人員のために、国家安全に関する国家機密もしくは情報を、窃取し、スパイ活動を行い、買収し、不法に提供した場合、または、外国もしくは大陸外の機関、組織、人員に請求し、外国もしくは大陸外の機関、組織、人員と通謀して実施し、もしくは、外国もしくは大陸外の機関、組織、人員から指図、支配、資金援助もしくはその他の形式による支援を直接的もしくは間接的に受けて、以下の行為のいずれかを実施した場合に、外国との結託罪に当たる。

(i) 中国に対し戦争を発動し、または武力もしくは武力の威嚇により、中国の主権、統一および領土の完全性に深刻な危害をもたらしたとき

(ii) 香港政府または中央政府が制定し、かつ執行する法律、政策に対し重大な妨害を行い、かつ重大な結果をもたらす恐れがあるとき

(iii) 香港の選挙に対し操作、破壊を行い、かつ重大な結果をもたらす恐れがあるとき

(iv) 香港または中国に対し制裁、封鎖を行い、または敵対的行為をとったとき

(v) 各種の違法な手段によって、香港住民の間に、中央政府または香港政府に対する憎悪を誘発し、かつ重大な結果をもたらす恐れがあるとき

刑罰は、3年以上10年以下の有期徒刑であり、重大な罪を行った者は、終身刑または10年以上の有期徒刑に処せられる。

外国との結託罪は、周庭（アグネス・チョウ）、羅冠聰（ネイサン・ロー）や黎智英など、アメリカ、イギリス、日本などで精力的な活動を行ってきた民主活動家に適用されている。また『アップル・デイリー』関連の事件では、香港と中国への制裁を外国に呼びかけた疑いで、全てこの外国との結託罪が適用されている。

このほか、当初、29条4項の「制裁」について、企業が、国際機関や諸外国政府の中国や香港に対する制裁にしたがった場合に、該当するのではないかと懸念があった⁵³が、2021年6月に中国が施行した反外国制裁法が、今後、香港基本法附属文書3に列記されて香港法となれば、こうした制裁への対応方法が明確になるものと思われる。

29条5項の「憎悪」について、2020年7月1日の北京での記者会見で、香港マカオ弁公室副所長張曉明は、政府に対する社会全体の憎悪を引き起こす場合とは、「太子駅で死者が出たとして警察に不満を向けた噂は、悪意から犯罪を構成する可能性がある」と2019年8月の太子駅襲撃事件を例として挙げている⁵⁴。

⑤刑罰

香港国家安全維持法は、香港法に初めて最低刑を導入した⁵⁵。刑罰は重く、マイケル・デイビスが「過剰なあるいは異常な刑罰が科されるリスクは高い」と指摘するように⁵⁶、実際に、「光復香港 時代革命」のスローガンが記載された旗の所持のみで、6年の禁固刑が下されている。

なお、死刑は香港で廃止されているが、中国ではいまだに適用事例が多い。ただ、後述する国家安全維持公署によって中国に移送された場合でも、中国刑事訴訟法が適用されるのは刑事手続のみで、死刑は適用されないと考えられている⁵⁷。

【以下、後編】

注

- 1 Zhu, Han “The Hong Kong National Security Law: The Shifted Grundnorm of Hong Kong’s Legal Order and It’s Implications” in <https://ssrn.com/abstract=3812146>, p.1. (2021年9月10日閲覧)
- 2 Ibid.
- 3 Ibid.
- 4 Ibid.
- 5 Davis, Michael C., “Beijing’s Crackdown on Human Rights and the Rule of Law in Hong Kong”, (2021)16 *Asia Policy* 59.
- 6 Davis, Michael C., op.cit., p.72.
- 7 Laurence, Suzan V. and Michael F. Martin, *China’s National Security Law for Hong Kong: Issues for Congress* (Congressional Research Service, 2020).
- 8 Chan, Johannes M. M., “Five Reasons to Question the Legality of a National Security Law for Hong Kong”, 1 June 2020, *Verfassungsblog*, verfassungsblog.de/five-reasons-to-question-the-legality-of-a-national-security-law-for-hong-kong/ (2021年9月10日閲覧)
- 9 Chan, Albert H. Y. and Simon N. M. Young, “Liability for Imposing Sanctions under Hong Kong’s National Security Law”, (2020)50 *HKLJ* 353-364.
- 10 Fu, Hualing, A Note on the Basic Law and the National Security Law, 12 August 2020, *HKU Legal Scholarship Blog*, <http://researchblog.law.hku.hk/2020/08/hualing-fu-on-relationship-between-hong.html> (2021年9月10日閲覧)
- 11 たとえば、鈴木賢「香港版国家安全法と「一国二制度」のゆくえ」『ジュリスト』1549巻、2020年9月、84-89頁。同「香港版国家安全法は香港の何を变えるか」『法学セミナー』789巻、2020年10月、54-59頁。

- 但見亮「香港国家安全維持法：新たな『法治』への旅立ち」『一橋法学』第19号3巻、2020年11月、119-140頁。
- 12 饒戈平「香港特別行政区維持国家安全法：学習と解説」『港澳研究』2020年第3期、3-9頁。
- 13 Zhu, Han, op.cit.
- 14 Chan, Cora “Can Hong Kong remain a liberal enclave within China? Analysis of the Hong Kong National Security Law” [2021] *Public Law* 271-292
- 15 Davis, Michael C., *Making Hong Kong China: The Rollback of Human Rights and the Rule of Law* (Michigan: Columbia University Press, 2020).
- 16 廣江倫子・阿古智子編『香港国家安全維持法のインパクト—「一国二制度」における自由・民主主義・経済活動はどう変わるか—』日本評論社、2021年。
- 17 中国においては、「一国二制度」のもとに、香港とマカオには中国とは異なる法体系が妥当しており、かつ、台湾は、中国としては中国の一部と認識しているものの、現実には中国の実効支配が及んでいないため、「外国」ではないが、中国と香港、マカオ、台湾とを区別して取り扱うことがあり、そうした場合に、例えば香港から見た中国、マカオ、台湾を「大陸外（境外）」という言葉で言い表すことがある。
- 18 香港の弁護士はイギリスに習って、訴訟手続において主に法廷弁論を担当する法廷弁護士（バリスタ）と弁論の前提となる訴訟手続の代行権を独占する事務弁護士（ソリシタ）の2つがある。
- 19 Hong Kong Bar Association, “The Law of the People’s Republic of China (“PRC”) on Safeguarding National Security in the Hong Kong Special Administrative Region (“HKSAR”): Statement of the Hong Kong Bar Association” 1 Jul 2020, <https://www.hkba.org/sites/default/files/20200701%20HKBA%20statement%20on%20Safeguarding%20National%20Security%20in%20HKSAR.pdf> (2021年9月10日閲覧) また、廣江倫子「香港国家安全維持法と香港基本法」倉田徹・小栗宏太編『「中国化」と香港：受容・摩擦・抵抗の構造』明石書店、2022年（2022年3月出版予定）においても、両者の矛盾について、詳しく紹介している。
- 20 Lau, Chris, “National security law: Hong Kong academics might choose self-censorship to protect themselves, law dean warns” *South China Morning Post*, 15 Jul 2020, <https://scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3093337/national-security-law-hong-kong-academics-might-choose-self> (2021年9月10日閲覧)
- 21 Siu, Jasmine, “National security law: Hong Kong court rejects challenge to new bail rules brought by man who allegedly drove motorcycle into police” *South China Morning Post*, 21 Aug 2020, <https://scmp.com/news/hong-kong/law-and-crime/article/3098313/national-security-law-hong-kong-court-rejects> (2021年9月10日閲覧)
- 22 *HKSAR v. Lai Chee Ying* (黎智英) (09/02/2021, FACC1/2021) [2021] HKCFA 3, at 37.
- 23 なお、香港国家安全維持法と香港基本法の関係について、前掲拙稿で詳しく論じている。
- 24 Lau, Chris and Laura Westbrook, “Is Hong Kong’s national security law being weaponized? Questions being asked as first case out of 61 goes before courts” *South China Morning Post*, 28 Jun 2021, <https://www.scmp.com/print/news/hong-kong/politics/article/3138923/hong-kongs-national-security-law-being-weaponised-questions> (2021年9月10日閲覧)
- 25 Chan, Ho-him, Sammy Heung and Ngai Yeung, “Hong Kong adviser assures residents buying Apple Daily won’t violate national security law as queues greet first edition after arrests” *South China Morning Post*, 18 Jun 2021, <https://scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3137829/hong-kong-adviser-assures-residents-buying-apple-daily-wont> (2021年9月10日閲覧)
- 26 Cheng, Lilian, Clifford Lo and Jeffie Lam, “Hong Kong national security law: 5 Apple Daily arrests for alleged foreign collusion, marking first time police deem publication of certain newspaper articles to be a crime under Beijing-imposed legislation” *South China Morning Post*, 17 Jun 2021, <https://www.scmp.com/print/news/hong-kong/law-and-crime/article/3137588/hong-kong-national-security-law-apple-daily-chief> (2021年9月10日閲覧)
- 27 奥寺淳「香港ネットメディア、評論削除 国安法摘発恐れ、経営陣が退陣」『朝日新聞』2021年6月28日朝刊。
- 28 Department of State, Department of the Treasury, Department of Commerce and Department of Homeland Security, “Risks and Considerations for Businesses Operating in Hong Kong” Jul 16, 2021, https://home.treasury.gov/system/files/126/20210716_hong_kong_advisory.pdf (2021年9月10日閲覧)
- 29 香港特別行政区新聞公報「保安局局長談恐怖襲撃相關案件及獲委任為候選人資格審查委員會成員」、2021年7月6日 <https://www.info.gov.hk/gia/general/202107/06/P2021070600717.htm> (2021年9月10日閲覧)
- 30 Ng, Kang-chung, “Beijing’s top public security official tells Hong Kong authorities to push ahead with legislation safeguarding national security” *South China Morning Post*, 30 Jul 2021, <https://scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3143073/beijings-top-public-security-official-tells-hong-kong> (2021年9月10日閲覧)
- 31 Law, Chris “National Security Law: Decisions of New Committee in Hong Kong not above Judicial Review, Legal Expert Says” *South China Morning Post*, 11 Jul 2020, <https://scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3092792/national-security-law-decisions-new-committee-hong-kong-not> (2021年9月10日閲覧)

- 32 Davis, Michael C., *Making Hong Kong China: The Rollback of Human Rights and the Rule of Law* (Michigan: Columbia University Press, 2020), p.87.
- 33 “Mandates of the Special Rapporteur on the promotion and protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism; the Working Group on Arbitrary Detention; the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions; the Special Rapporteur on the promotion and protection of the right to freedom of opinion and expression; the Special Rapporteur on the rights to freedom of peaceful assembly and of association; the Special Rapporteur on the situation of human rights defenders; and the Special Rapporteur on minority issues”(OL CHN 17/2020), 1 Sep 2020, <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=25487> (2021年9月10日閲覧)
- 34 Davis, Michael C., “Beijing’s Crackdown on Human Rights and the Rule of Law in Hong Kong”, (2021)16 *Asia Policy* 72.
- 35 以下、刑罰について、香港国家安全維持法64条により読み替えた後の内容を記載する。
- 36 Wong, Natalie, “How Hong Kong’s national security law compares to Macau’s: different reasons, eras for legislation” *South China Morning Post*, 8 Jul 2020, <https://scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3092215/national-security-tale-two-cities-how-different-reasons-and> (2021年9月10日閲覧) Ho, Matt, “How Hong Kong national security law compares to legislation in other countries” *South China Morning Post*, 7 Jul 2020, <https://scmp.com/news/china/politics/article/3092041/one-law-two-systems-how-chinas-national-security-law-hong-kong> (2021年9月10日閲覧)
- 37 HKSARG Press Releases “Government Statement” 2 Jul 2020, <https://www.info.gov.hk/gia/general/202007/02/P2020070200869.htm> (2021年9月10日閲覧)
- 38 *HKSAR v. Tong Ying Kit* (27/07/2021, HCCC280/2020) [2021] HKCFI 2200
- 39 *HKSAR v. Tong Ying Kit* (27/07/2021, HCCC280/2020) [2021] HKCFI 2200, at 172.
- 40 *HKSAR v. Tong Ying Kit* (30/07/2021, HCCC280/2020) [2021] HKCFI 2239, at 43. なお、テロ活動罪と合わせて合計で9年の禁錮が言い渡された。
- 41 裁判官はスローガンの意味の一つに、香港と中国を切り離す行動がある、と証明されることで十分との判断を下した。また、被告人が目立つ方法でオートバイを運転したことや、犯行時の心理状態、法と秩序の象徴である警察への繰り返し挑発を考えると、スローガンの表示で国家分裂を一般の人々に扇動するつもりだったに違いないと判断した。*HKSAR v. Tong Ying Kit* (27/07/2021, HCCC280/2020) [2021] HKCFI 2200, at 171.
- 42 Lam, Jeffie, Lilian Cheng and Chris Lau, “Legal experts disagree over fairness of 9-year sentence in Hong Kong’s first national security trial” *South China Morning Post*, 31 Jul 2021, <https://scmp.com/news/hong-kong/law-and-crime/article/3143268/too-harsh-or-suitably-deterring-legal-experts-disagree> (2021年9月10日閲覧)
- 43 Ibid.
- 44 マイケル・デイビスによると、「判決は、現在の国際人権基準が確立される以前の古い時代の判例や政治的言論に関係のないコン・ロー判例を引用し、裁判官は発言者の意図のみに焦点をあてた。このように国際人権基準を考慮しないのなら、スローガンが他人に国家分裂を扇動することができるかどうか、のみが判断されるだけである。」Davis, Michael C., “National security trial ruling a setback for human rights in Hong Kong” *South China Morning Post*, 4 Aug 2021, <https://scmp.com/comment/opinion/article/3143634/national-security-trial-ruling-setback-human-rights-hong-kong> (2021年9月10日閲覧)
- 45 Lam, Jeffie et al, “National security law: peaceful protesters could land in jail, legal experts warn” *South China Morning Post*, 1 Jul 2020, <https://scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3091427/national-security-law-peaceful-protesters-could-potentially> (2021年9月10日閲覧)
- 46 香港基本法52条は、行政長官が辞職しなければならない場合を定め、同条(3)は、立法会が財政予算案の可決を拒否したため解散され、新たに選出された立法会が引続き可決を拒否した場合、を挙げる。
- 47 國務院港澳事務弁公室「國務院港澳弁公室：絶不允許操控香港立法會選舉」、2020年7月14日 https://www.hmo.gov.cn/xwzx/xwfb/xwfb_child/202007/t20200714_22007.html (2021年9月10日閲覧)
- 48 Chung, Kimmy and Chris Law, “Hong Kong elections: Beijing accuses Occupy protest leader Benny Tai of breaking national security law through primary poll” *South China Morning Post*, 14 Jul 2020, <https://scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3093175/hong-kong-elections-beijing-issues-strongest-condemnation> (2021年9月10日閲覧)
- 49 Davis, Michael C., *Making Hong Kong China: The Rollback of Human Rights and the Rule of Law* (Michigan: Columbia University Press, 2020), p.87.
- 50 *HKSAR v. Tong Ying Kit* (27/07/2021, HCCC280/2020) [2021] HKCFI 2200, at 171.
- 51 Lam, Jeffie, Lilian Cheng and Chris Lau, “Legal experts disagree over fairness of 9-year sentence in Hong Kong’s first national security trial” *South China Morning Post*, 31 Jul 2021, <https://scmp.com/news/hong-kong/law-and-crime/article/3143268/too-harsh-or-suitably-deterring-legal-experts-disagree>

- crime/article/3143268/too-harsh-or-suitably-deterring-legal-experts-disagree (2021年9月10日閲覧)
- 52 Leung, Christie, Tony Cheung and Clifford Lo, “Hong Kong police on high alert for copycat attacks after July 1 officer stabbing by ‘lone-wolf domestic terrorist’” *South China Morning Post*, 2 Jul 2021, <https://scmp.com/news/hong-kong/law-and-crime/article/3139555/man-who-stabbed-hong-kong-police-officer-left-multiple> (2021年9月10日閲覧)
- 53 Wu, Wendy, “Foreign firms in Hong Kong face ‘huge insecurity’ over national security law” *South China Morning Post*, 7 Jul 2020, <https://scmp.com/news/china/diplomacy/article/3092229/foreign-firms-hong-kong-face-huge-insecurity-over-national> (2021年9月10日閲覧)
- 54 R T H K 「謠傳太子站打死人將不滿指向警方 張曉明指或構成犯罪」, 2020年7月1日 <https://news.rthk.hk/rthk/ch/component/k2/1535130-20200701.htm> (2021年9月10日閲覧)
- 55 Lau, Chris and Laura Westbrook, “Is Hong Kong’s national security law being weaponized? Questions being asked as first case out of 61 goes before courts” *South China Morning Post*, 28 Jun 2021, <https://scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3138923/hong-kongs-national-security-law-being-weaponised-questions> (2021年9月10日閲覧)
- 56 Davis, Michael C., *Making Hong Kong China: The Rollback of Human Rights and the Rule of Law* (Michigan: Columbia University Press, 2020), p.86.
- 57 Chung, Kimmy, “Mainland Chinese office overseeing national security in Hong Kong ‘puts freedoms at risk’” *South China Morning Post*, 2 Jul 2020, <https://scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3091431/mainland-office-tasked-overseeing-national-security-hong> (2021年9月10日閲覧)